

令和7年4月吉日

システムユーザ各位

スリーエス コンピュータ

TEL 0994-40-9851

雇用保険料率の改定のお知らせ

令和7年4月分保険料から雇用保険料率が引き上げられます。改定の詳細は、各都道府県労働局などへお問い合わせください。

【改定内容】

旧 保険料率	雇用保険料率	被保険者負担率	事業主負担率
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000
建設の事業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000



新 保険料率	雇用保険料率	被保険者負担率	事業主負担率
一般の事業	14.5/1000	5.5/1000	9/1000
農林水産・清酒製造の事業	16.5/1000	6.5/1000	10/1000
建設の事業	17.5/1000	6.5/1000	11/1000

■ 改定への対応方法

今回の改定は、現在のプログラムで保険料率の変更を行うことにより対応できますので、**新しいプログラムの発送はありません。**

変更方法は、次項をご覧ください。

■ 保険料率の変更方法

実施時期

『PCA ソフト』では、新保険料率がわかり次第あらかじめ率変更を行うことが可能です。

操作方法

以下の操作の前に、必ずデータのバックアップを実行してください。

- ① 「前準備」-「雇用保険の登録」を起動し、雇用保険コードを選択します。
- ② [率情報] タブで、[期間の変更] ボタンをクリックして使用期間を追加します。
[使用期間の追加] の [開始日] は、新保険料率を適用する日付（旧保険料率を適用する最終支給日の翌日から、新保険料率を適用する初回支給日まで）を入力します。

例 1) 【4月分保険料を 4月給与で徴収する場合】

「令和 7 年 4月1 日」に設定

例 2) 【4月分保険料を 5月給与で徴収する場合】

「令和 7 年 5月1 日」に設定

例) 1 4月分保険料を 4月給与で徴収する。

期間の変更

使用期間の追加

開始日(A) 令和 7年 4月 1日

使用期間の結合

結合する期間(J) 令和 7年 4月 1日 ~

結合される期間の選択(K) 前の期間を上書きする
 次の期間を上書きする

使用期間の変更

変更する期間(C) 令和 7年 4月 1日 ~

変更する日付の選択(D) 開始日を変更する
 終了日を変更する

変更可能な期間 令和 5年 4月 2日 ~

変更後の日付(E) 令和 7年 3月 10日

実行(F5) キャンセル ヘルプ(F1)

被保険者負担の「雇用保険率 一般」を「5.5/1000」、「雇用保険率 建設等」を「6.5/1000」に変更して登録します（事業主負担は「雇用保険率 一般」を「9/1000」、「雇用保険率 建設等」を「11/1000」、または「10/1000」に変更して登録します）。

雇用保険の登録

ファイル(F) 編集(E) 設定(S) 表示(V) ヘルプ(H)

閉じる 登録 最新 新規 修正 入力前 前移動 次移動 削除 一覧 ヘルプ

修正 00 共通雇用保険

コード(C) 00
雇用保険名(N) 共通雇用保険

雇用保険情報 率情報 電子申請

使用期間(B) 令和 7年 4月 1日 ~ 期間の変更(C)...

雇用保険率(R):

/1000	被保険者	事業主
雇用保険率 一般	5.500	9.000
雇用保険率 建設等	6.500	11.000
雇用保険率 その他	0.000	0.000

端数処理(D) 五捨六入

一般拠出金率(G) 0.020 /1000

雇用保険徴収タイミングは、お客様によって異なりますので変更方法等にご不明な部分がある場合は、スリーエスコンピューター給与担当までお電話ください。

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

< 令和7年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。